

福岡ジュニアソフトボールフレンドシップリーグ 規約

第一章 総則

第1条 このリーグは「福岡ジュニアソフトボールフレンドシップリーグ（以下、リーグとする）」と称する。

第二章 目的・事業

第2条 リーグは、小学生少年少女の健全な育成を目的とする。

第3条 リーグは、年2回のリーグ戦（春季、秋季）を開催し、スポーツを楽しむ中から相互の連帯を深めるものとする。

第4条 リーグは、スポーツマンシップにのっとり、親善を第一とした試合を行う。

第三章 構成

第5条 リーグは、次の者で構成する。

① 役員

第六章第12条に定める者

② 理事

各チームの監督とする

チーム事情等により監督以外の者を選出する場合は、監督の推薦を必要とし、理事会で承認を得る

③ 加盟チーム

リーグに加盟するチーム（以下、チームとする）の編成は、監督、チームで定義される代表者等、小学1年生から6年生までの児童（以下、登録選手とする）、登録選手の保護者とする

第6条 登録選手の移籍は、次の通りとする。

① 登録選手がリーグ内の他チームへ移籍する場合には、在籍チームの代表または監督の許可、及び移籍先チームの代表または監督の許可を必要とする

② ただし、転校とともにう転居によりリーグ内の他チームへ移籍する場合には、在籍チームの代表または監督の許可、及び移籍先チームの代表または監督の許可を必要としない

第四章 加盟・脱退

第7条 リーグは、チーム数が30チームを上回ることを認めない。

第8条 新たにリーグに加盟するチームは、次の通りとする。

① 加盟の意思を会長に伝え、加盟届出書を事務局長へ提出する

② 同一校区にすでにチームがある場合は、そのチームの理事の許可を必要とする

③ 第七章第16条①の総会、または第七章第16条②の理事会において、承認を得

る

第9条 リーグを脱退するチームは、脱退の意思を会長に伝え、脱退届出書を事務局長へ提出する。

第五章 権利・義務

第10条 チームは、規約、規定の下に平等である

第11条 チームは、次の権利と義務を有する

- ① リーグ戦参加の権利
- ② 会費納入の義務
- ③ 登録選手全員を、スポーツ安全傷害保険（福岡県教育庁体育課）に加入させる義務
- ④ 監督、及びチームで定義される指導者全員を、スポーツ安全傷害保険（福岡県教育庁体育課）に加入させる義務
- ⑤ 規約、大会運営要綱、大会参加規程、大会順位規定、ローカル・ルールを遵守する義務
- ⑥ 第七章第16条に定める会議において議決され、会長名で伝達公布された諸事項に従う義務

第六章 役員

第12条 リーグは次の役員（以下、役員と称する）を置く。

- ① 会長 1名
- ② 理事長 1名
- ③ 副理事長 2名
- ④ 事務局長 1名
- ⑤ 事務局次長 1名
- ⑥ 広報部長 1名
- ⑦ 財務部長 1名
- ⑧ 監査委員 2名
- ⑨ 審判部長 1名

第13条 役員は、原則として、理事の中から選出するものとするが、総会、または理事会で承認されれば、理事以外の者でも選出できる。

第14条 役員は、任期を2年（2月1日より翌々年1月31日まで）とし、再選を妨げない。

第15条 役員の職務は、次の通りとする。

- ① 会長は、リーグを代表する
- ② 理事長は、リーグの統括を行う
- ③ 副理事長は、理事長を補佐する
- ④ 事務局長は、リーグ全般についての一般事務を執り行う
- ⑤ 事務局次長は、事務局長を補佐する

- ⑥ 広報部長は、リーグの広報活動を行い、全ての会議の議事をとる
- ⑦ 財務部長は、リーグの財務に関する一切の事務を行う
- ⑧ 監査委員は、リーグの財務に関する監査を行う
- ⑨ 審判部長は、審判部会を構成し、リーグの審判及びローカル・ルールに関する全てを管理し、統括する

第七章 議決・執行

第16条 リーグは、次の会議を置く。

- ① 総会
- ② 理事会
- ③ 役員会
- ④ 監督会議
- ⑤ 審判部会

第17条 総会は、リーグの最高議決機関とする。

第18条 総会は、役員、及び理事で構成する。

第19条 総会は、毎年2月の第1日曜日に行う。

第20条 総会は、定足数を構成員の3分の2以上とする。

第21条 総会での議決は、出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

第22条 次の事項の議決権は、総会のみとする。

- ① 会費の決定
- ② 予算の決定
- ③ 規約の改正

第23条 総会に欠席の役員、及び理事は、総会での決議に全て一任するものとする。

第24条 理事会は、会長が必要と認めた場合に召集し、役員、及び理事で構成する。

第25条 理事会は、定足数を構成員の3分の2以上とする。

第26条 理事会での議決は、出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

第27条 理事会に欠席の役員、及び理事は、理事会での決議に全て一任するものとする。

第28条 役員会は、会長が必要と認めた場合に召集し、役員で構成する。

第29条 役員会は、定足数を構成員の3分の2以上とする。

第30条 役員会での議決は、出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

第31条 役員会を欠席の役員は、役員会での決議に全て一任するものとする。

第32条 監督会議は、各リーグ戦（春季・秋季）の開会前、期間中、閉会後の年間数回行い、リーグ戦の運営方法、審判、ルール、その他伝達事項等について審議する。

第33条 監督会議は、役員、理事、及び各チームの保護者代表者で構成する。

第34条 監督会議は、各チーム共、理事若しくはその代理人と、保護者代表者の計2名が出席しなければならない。この規定に違反（出席者が1名、または欠席）したチームは、いかなる理由があろうと、10,000円をリーグに納めるものとする。

第35条 監督会議は、定足数を役員、及び理事の3分の2以上とする。

第36条 監督会議での議決は、役員、及び理事の出席者の3分の2以上の同意を得なければならぬ。

第37条 監督会議に欠席の者は、監督会議での決議に全て一任するものとする。

第38条 審判部会は、審判部長、審判副部長、及び審判委員で構成する。

第39条 審判部会は、定足数を構成員の3分の2以上とする。

第40条 審判部会は、リーグのローカル・ルールを決議する機関とする。

第八章 財務

第41条 リーグの会費は、総会において決定する。

会費は、1チームにつき、1年間に50,000円とする。

第42条 経費の支出は、理事会の決議のもと、財務部長が行うものとする。

第43条 リーグの会計年度は、毎年2月1日より翌年1月31日とする。

第44条 財務部長は、総会において、前会計年度の収支報告並びに次会計年度の予算案を提出し、承認を得なければならない。

第45条 会長、及び理事長がリーグを代表して出席する催事の会費として、1回につき10,000円を支出する。

第九章 監査

第46条 監査委員は、会計年度終了後、監査を実施し、総会において報告を行う。

第十章 慶弔

第47条 見舞い金、及び御祝い金は、理事本人に限り10,000円を贈る。

第十一章 附則

第48条 この規約は、2009年2月1日より、施行適用される。

- ・2010年2月 改定
- ・2012年2月 改定
- ・2017年2月 改定